

認定後の届出義務は？

児童扶養手当の認定を受けたかたは、次のような届出義務がありますので、下記のような事由が生じたときは、すみやかにこども課子育て支援グループまで届出てください。

届出を必要とするとき	届出の種類等
毎年 8 月 1 日～8 月 31 日 (全ての受給者が対象です。所得制限により手当ての支給が停止されているかたも必ず届を出してください。)	現況届 (この届を出さないと 8 月以降の手当が受けられなくなります。また、2 年間この届を出さないと児童扶養手当の資格を失います。)
対象児童が増えたとき	手当額改定請求書 (請求した翌月から手当額が増額されます。)
対象児童が減ったとき	手当額改定届 (対象児童が減った日の翌月から手当額が減額されます。なお、過払いがあるときは返納していただくことになります。)
所得の高い扶養義務者と同居または別居するなど、現在の支給区分が変更となるとき	支給停止関係(発生・消滅・変更)届 (事由が発生した翌月から変更になります。)
受給資格を喪失したとき	資格喪失届 (資格を喪失した日の属する月まで手当が支給されます。なお、過払いがあるときは返納していただくことになります。)
受給者が死亡したとき	受給者死亡届 (戸籍法の届出義務者が 14 日以内に届出てください。)
手当証書をなくしたとき	証書亡失届
手当証書を破損したり、汚したとき	証書再交付申請書
氏名・住所・支払金融機関が変わったとき	氏名・住所・支払郵便局・支払金融機関 (届が遅れたり、しなかった場合、手当の支払が遅くなる場合があります。)

※ 届出の用紙は、こども課子育て支援グループに用意してあります。

注 意

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますから、必ず資格喪失届を提出してください。

届出をしないまま手当を受けていますと、その期間の手当を全額返還していただくことになりますから、ご注意ください。

もし、下記のような場合など、手当の申請をしたときとご家庭の状況が変わったりした場合には、お早めにこども課子育て支援グループまでご相談ください。

1. 婚姻の届出をしたとき
2. 婚姻の届出をしていなくても、事実上の婚姻関係（異性と同居、あるいは同居がなくともひんぱんな訪問があり、かつ生活費の援助がある場合）になったとき
3. あなたや児童が、年金（国民年金、厚生年金、遺族年金、障害年金など）を受けられるようになったとき
4. 児童が、父または母が受ける公的年金の加算対象となったとき
5. 児童が死亡したとき（受給者本人が死亡したとき）
6. 児童が、児童福祉施設に入所したり、転出などにより、あなたが監護または養育しなくなったとき
7. 遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父または母が帰宅したとき（遺棄のときは、安否を気遣う電話、手紙など連絡があった場合を含みます。）
8. その他支給要件に該当しなくなったとき

※偽り、その他不正の手段により手当を受けたものは、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。